コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

2026年10月29日

M&Aロイヤルアドバイザリー株式会社
代表取締役社長　橋場　涼
問合せ先：取締役管理本部長　倉澤　瑞樹

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

１．基本的な考え方

当社は常に最良のコーポレート・ガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組みます。
当社は、持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレート・ガバナンスの要諦であると認識しております。
また、株主を始めとする全てのステークホルダーからの信頼を得るため、各組織の効率的な運営及び責任体制の明確化を図りつつ、事業の拡大に合わせて組織体制を適宜見直しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードにおける５つの基本原則を全て実施しています。

※　コーポレートガバナンス・コード（2021年6月版）に基づき記載しています。

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
荒川　有理	7,726,160	23.13
橋場　涼	4,566,440	13.67
MOONLIGHT株式会社	3,340,000	10.00
SUNRISE株式会社	3,340,000	10.00
株式会社SH	3,000,000	8.98
株式会社RH	3,000,000	8.98
桜井　博一	1,500,000	4.49
中川　徹哉	1,000,000	2.99
小笠原　彰紀	800,000	2.40
白木　大二朗	800,000	2.40
小西　寛隆	800,000	2.40

秋本　陽介	800,000	2.40

支配株主（親会社を除く）名	なし

親会社名	なし

補足説明

―――

３．企業属性

上場予定市場区分	グロース市場
決算期	10 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人以上 500 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

４．支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ．経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

１．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名以内
定款上の取締役の任期	１年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	８名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	２名
社外取締役のうち独立役員に指定されている	２名

人数	

会社との関係(１)

氏名	属性	会社との関係(※１)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
髙井 孝佳	他の会社の出身者											
岡田 和弘	他の会社の出身者											

※１　会社との関係についての選択項目

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c.上場会社の兄弟会社の業務執行者

d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h.上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k.その他

会社との関係(２)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
髙井 孝佳	○	―――	（社外取締役選任理由） 大手調味料製造・販売企業において、専務取締役、代表取締役副社長を歴任され、幅広い分野において培った経験と企業経営者としての豊富な知識を有しており、他の取締役を監督し、当社事業及び経営全般に対しての助言・提言等をいただけると考え、社外取締役に選任しております。 （独立役員指定理由） 当社と同氏の間に特別な利害関係はなく、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、独立役員としての独立性、客観性は十分確保されており適任であるとともに、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
岡田 和弘	○	―――	（社外取締役選任理由）

			大手銀行において、支店長、執行役員、取締役常務を歴任され、金融業界における職務経験と豊富な知識を有しており、他の取締役を監督し、取締役会の意思決定の合理性確保のための助言・提言をいただけると考え、社外取締役に選任しております。 （独立役員指定理由） 同氏は、当社との間に取引関係や資本的関係、人的関係等の利害関係はないため、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	５名以内
監査役の人数	３名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、内部監査担当者及び会計監査人は、相互に連携して、三者間で定期的に会合を開催することで、課題・改善事項等の情報共有を図っており、効率的かつ効果的な監査が実施できるよう努めております。具体的には、監査役、内部監査担当者及び会計監査人の三者は、少なくとも半期に一度会合を開催し、監査計画、監査の実施状況、重要な監査論点、及び改善事項について意見交換を行っております。また、重要事項が発生した場合には、会合に限らず随時情報共有及び協議を実施しております。

さらに、常勤監査役は、内部監査計画の策定や実施に関与し、内部監査担当者と密接に連携して業務執行状況の確認を進めております。

これらの取り組みに加え、監査役会では、毎月の監査役会において、常勤監査役が会計監査人及び内部監査担当者との連携状況について報告し、非常勤の社外監査役を含めた議論を通じて、経営情報の共有及び監査の質の向上を図っております。

これらの取り組みにより、監査役、会計監査人及び内部監査担当者の三者がそれぞれの役割を果たしつつ、リスク認識の共有及び監査の有効性向上、さらに三様監査体制の強化を実現しております。

社外監査役の選任状況	選任している

社外監査役の人数	３名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	３名

会社との関係(１)

氏名	属性	会社との関係(※１)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐藤 瞬也	公認会計士													
嶋方 拓郎	公認会計士													
田原 一樹	弁護士													

※１　会社との関係についての選択項目

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d.上場会社の親会社の監査役

e.上場会社の兄弟会社の業務執行者

f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j.上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m.その他

会社との関係(２)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤 瞬也	○	―――	公認会計士としての高い専門性と相当程度の知見を有しており、実効性のある監査及び指摘を行うことが可能な人物と判断し、社外監査役として選任しております。同氏は、当社との間に取引関係や資本的関係、人的関係等の利害関係はないため、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
嶋方 拓郎	○	―――	公認会計士としての高い専門性と相当程度の知見を有しており、実効性のある監査及び指摘を行うことが可能な人物と

			判断し、社外監査役として選任しております。同氏は、当社との間に取引関係や資本的関係、人的関係等の利害関係はないため、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
田原 一樹	○	―――	弁護士としての高い専門性に加え、企業法務や M&A に関する豊富な知見と経験を有しており、実効性のある監査及び指摘を行うことが可能な人物と判断し、社外監査役として選任しております。同氏は、当社との間に取引関係や資本的関係、人的関係等の利害関係はないため、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	５名

その他独立役員に関する事項

当社は、東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考に、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないものとして、独立役員としての資格を満たす社外役員すべてを独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業務向上に対する意欲や士気を高め、長期的な企業価値の向上を目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役,社外監査役,従業員,その他

該当項目に関する補足説明

社内取締役及び従業員には、当社の業績向上及び企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的にストックオプションを付与しております。
社外監査役には、中長期的な企業価値の向上に向けた助言を得ることを目的にストックオプションを付与しております。
社外協力者には、当社の従業員と同様の貢献があった者に対して付与しております。今後においても当社の従業員と同様、中長期的な企業価値に向上に向けた貢献があることを目的にストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が１億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針を定めております。
取締役の報酬等については固定報酬を基本としており、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、代表取締役社長が、各取締役の職責や業務執行状況及び会社業績や経済状況等を勘案して原案を作成し、取締役会の決議により毎期、更新・決定しております。取締役の報酬限度額は、2025年１月28日開催の定時株主総会において年額1,000百万円以内とする旨の株主総会決議がなされております。なお、同決議時の取締役は８名となっております。また、最近事業年度の取締役の報酬等は2026年１月28日開催の取締役会決議で決定しております。
当社の監査役の報酬等については固定報酬を基本としており、株主総会において決議された報酬総額の限度内で監査役会の決議により決定しております。監査役の報酬限度額は、2025年１月29日開催の定時株主総会において年額30百万円以内と決議されております。なお、同決議時の監査役は３名となっております。
なお、役員の報酬等について業績連動報酬は採用しておりません。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役へのサポートは管理本部が行っております。重要会議の資料の事前配布にあたっては十分に検討する余裕が確保できるよう可能な限り早期の配布に努めており、必要に応じて事前説明も行っております。

２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

・取締役会
取締役会は、取締役８名で構成されており、うち２名は社外取締役となっております。取締役会は、毎月１回定時で開催しており法令・定款に定められた事項について取締役会規程に従い、当社の経営に関する重要事項を取締役及び監査役出席のもと審議及び意思決定を行い、各取締役の業務執行状況を監督しております。また、経営環境や事業の進捗状況に応じて、迅速かつ適切な意思決定を行うため、必要に応じて臨時取締役会を開催し、柔軟かつ機動的な経営判断を行える体制を整えております。
・監査役会

監査役会は、監査役３名で構成されており、うち３名は社外監査役となっております。監査役は、定時及び臨時の取締役会への出席を行っており、常勤監査役は、取締役会への出席のみならず、その他重要な会議体へも適宜参加し、必要に応じて意見具申するなど取締役の職務遂行状況を監視しております。

毎月１回、監査役会を開催しており、コーポレート・ガバナンスのあり方とその運営状況を監督し、会社の業績や財産の状況等の調査など、定期的な監査のもと取締役の職務遂行を監視しております。また、常勤監査役は、監査計画の立案に当たって会計監査人及び内部監査人と意思疎通を図り、より効率的あるいは効果的な内容となるよう連携をとっているほか、非常勤監査役、会計監査人とは、必要に応じて適宜打合せを実施し、内部監査人及び管理部門等とは内部統制に関する報告・意見交換を日常的に行っております。

・会計監査人

監査法人 A&A パートナーズを選任しており、適時適切な監査がなされています。

・経営会議

経営会議は、取締役（社外取締役を除く）及び常勤監査役で構成され、原則として毎週 1 回開催しております。職務権限に基づく決裁を行う他、取締役会付議議案の事前協議、主要 KPI の確認、事業活動の報告や方針の確認、人事に関わる事項の協議、あるいは取締役が経営にかかわる事項に関して意見を聴取するほか、会社の重要な決定事項について伝達・指示等を行い、業務執行の効率化を図っております。

・リスク・コンプライアンス委員会

リスク・コンプライアンス委員会は、原則として四半期に１回開催しております。当社が定める「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」に基づき、リスク管理及びコンプライアンス体制の強化に関する協議を実施し、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役２名及び社外監査役３名により経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの強化に努めております。取締役・監査役 11 名中５名が社外役員で構成されており、相互牽制が図られ、また、中立的な監督・監査機能が十分に発揮されることから、コーポレート・ガバナンスにおいて適切な体制が構築されていると判断し、当該体制を採用しております。

Ⅲ．株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

１．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	早期発送を行い、株主の皆様に対して議案の検討を行うための十分な時間を確保することに努めてまいります。
集中日を回避した	当社は 10 月決算であり、毎年１月に定時株主総会を開催しております。より

株主総会の設定	多くの株主の皆様が出席しやすいよう、集中日を回避した株主総会日程を設定するよう努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	機関投資家や海外投資家の株主構成等を踏まえて、より株主の利便性も考慮し、必要に応じて検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家や海外投資家の株主構成等を踏まえて、より株主の利便性も考慮し、必要と認められる場合は、議決権電子行使プラットフォームの参加について、今後の課題として検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	今後外国人株主の状況を鑑みて、検討してまいります。

2．IR に関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイト上の IR 専用ページにおいて公表することを予定しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後、個人投資家向けの説明会開催を検討してまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	アナリスト・機関投資家向けの説明会を定期的に開催し、業績や経営方針について説明することを検討してまいります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の海外投資家の比率等を踏まえて、検討してまいります。	なし
IR 資料をホームページ掲載	IR サイトを開設し、有価証券報告書、適時開示書類等を掲載いたします。	
IR に関する部署(担当者)の設置	IR 担当部署は管理本部、IR 責任者は管理本部長としております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等により	金融商品取引法、東京証券取引所規則等に基づく適時適切な情報開示は当然の

ステークホルダーの立場の尊重について規定	責務と認識しており、「適時開示資料等管理マニュアル」、に基づき適時適切な開示が行えるよう定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後、検討すべき課題として認識しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページ、IR サイト、決算説明会等により、ステークホルダーへタイムリー、かつ公平で積極的な情報開示に努めております。

Ⅳ．内部統制システム等に関する事項

１．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、取締役会において、内部統制システムに関する基本方針を決議し、当該方針に従い内部統制の整備・運用を図っております。基本方針については、環境の変化に応じて適宜見直すこととしております。この基本方針の概要は下記のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、法定、定款及び社会規範等の遵守を目的として「コンプライアンス規程」を策定し、取締役及び使用人のコンプライアンスの周知徹底を図る。

② 法令・定款違反等を未然に防止及び早期発見を図るため、社外に通報窓口を設けた内部通報制度を整備する。

③ 法令・定款違反等の行為が発見された場合には「コンプライアンス規程」に従って、取締役会に報告のうえ、外部専門家と協力しながら対応に努める。

④ 代表取締役社長より任命された内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、役職員の職務執行が法令、定款に適合していることを確認する。また、内部監査担当は、監査結果を代表取締役社長に報告する。

⑤ 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

⑥ 反社会的勢力を断固として排除・遮断することとし、反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、警察等の外部専門機関と緊密に連携を持ちながら対応していく。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役の職務執行に係る情報については「文書管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」に従って、文書または電子的媒体に適切に作成、保存・管理される。

② 保存期間は、文書・情報の種類、重要性に応じて社内規程に規定された期間とする。

③ 取締役及び監査役は、いつでも保存された文書・情報を閲覧し得るものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 「リスク管理規程」を制定し、リスクの事前把握に努め、リスクの発現による損失を最小限にとどめるため予め備えるとともに、リスクが発現した場合には、当該規程に従い迅速かつ適切に対応する。

② 取締役会は、必要に応じて、リスク管理体制について見直しを行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 「職務権限規程」を定め、重要性に応じた意思決定を行うことで、意思決定の迅速化を図る。

② 職務執行に関する権限及び責任については、「職務権限規程」、「職務分掌規程」その他の社内規程において明文化し、権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性および効率性を確保する。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要な人員数及び求められる資質について、監査役と協議のうえ、適任と認められる人員を配置する。

② 補助使用人は、監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けない。

③ 補助使用人の任命・異動、人事評価及び懲戒等については、監査役の同意を受けた上で決定することとする。

6. 監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 会社は、補助使用人が監査役に同行して、社内の重要会議に出席する機会を確保する。

② 会社は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境を整備する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

① 取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、監査役から報告を求められた事項について速やかに監査役に報告する。

② 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定事項に加え、業務又は業績に重要な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集が適切に行えるように協力する。

8. 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 監査役は、取締役または使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わない。

② 監査役は、報告をした取締役または使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができる。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
① 会社は、監査役が社内の重要課題等を把握し、必要に応じ意見を述べることができるよう、取締役会及び社内の重要会議に出席する機会を確保する。
② 取締役及び使用人は、監査役の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役等との意見交換等、監査役の活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備、向上に協力する。
③ 監査役は、監査の実施に当たり必要と認める場合には、弁護士、公認会計士等に対して、監査業務に関する助言を求めることができる。
④ 監査役は、会計監査人および内部監査担当者と、監査計画や監査結果等に係る情報の共有、意見交換の場を持ち、それぞれの監査の有効性及び効率性の向上並びに相互補完を図る。具体的には、常勤監査役を中心として会計監査人や内部監査担当者と半期ごとに三様監査会議を実施し、より効果的かつ効率的な監査が実施できるよう努める。

２．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は社内規程等に明文の根拠を設け、社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の絶縁に努めております。
反社会的勢力への総括責任者は、代表取締役社長とし、主管部署を管理本部として、「反社会的勢力排除規程」等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組んでおります。
また、新規取引先並びに新規採用者についてはその都度、既存取引先に対しては、原則として年に１度、継続取引先で前回調査実施から１年以上経過している取引先について調査を行っております。
調査の方法につきまして G-Search を利用した新聞記事検索を行っております。2024 年 5 月より RISK EYES を利用した新聞記事検索・WEB 記事検索・アンチソーシャルデータベースを利用した調査方法を採用しております。
さらに、取引当事者間の法的関係を規定する契約・規約・取引約款等において、取引先が反社会的勢力等と関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には契約を解除できる旨の排除条項を盛り込んでおります。
そして、反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、顧問弁護士及び公益社団法人警視庁管

内特殊暴力防止対策連合会等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築しております。 またその対策として、担当者が研修等を受講し対応しております。

Ⅴ．その他

１．買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし

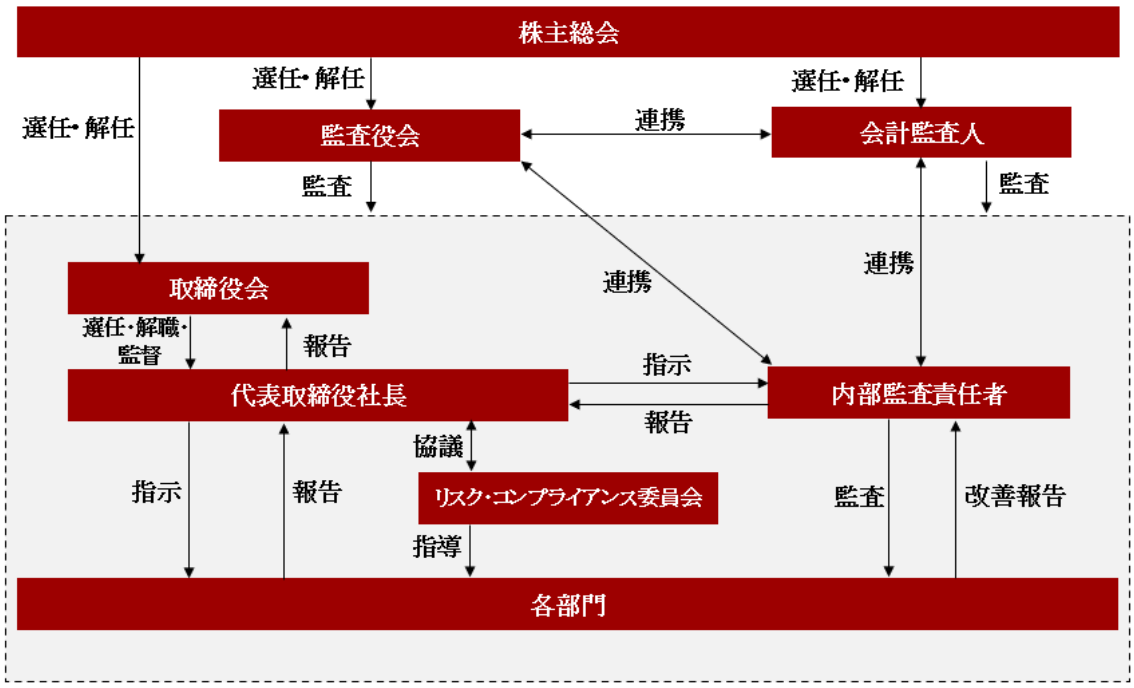
該当項目に関する補足説明

当社では、現在のところ買収防衛策の導入予定はありません。

２．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

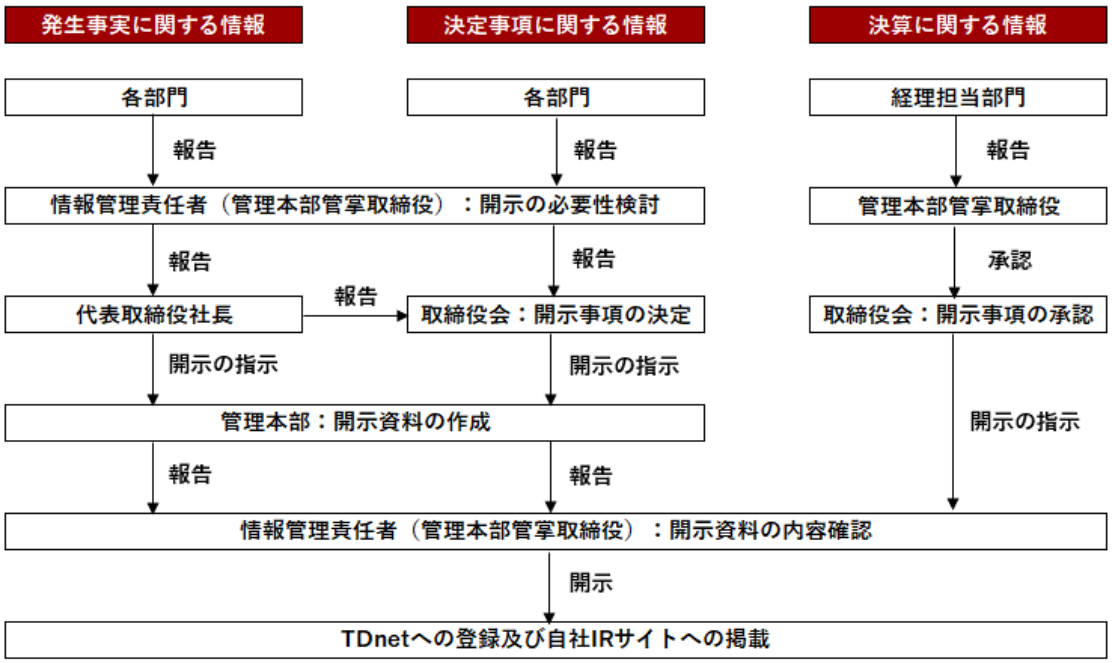
―――

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

適時開示のフロー図



以上